守山市専用水道維持管理指導要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、専用水道の適正な維持管理により、安全な水道水を確保するため、 市長が専用水道の設置者(以下「設置者」という。)に対し、水道法(昭和32年法律第177 号。以下「法」という。)に基づいて実施する立入調査等について必要な事項を定める。 (対象施設)
- 第2条 この要領において、「専用水道」とは、法第3条第6項に規定する専用水道をいう。 (定期立入調査)
- 第3条 市長は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める方法により、定期に 立入調査を行うものとする。
 - (1) 実施回数 原則として、年1回とする。
 - (2) 実施期間 原則として、毎年5月1日から7月31日までの間に行う。
 - (3) 指導内容 次の各事項について実施し、「専用水道立入調査表」(別記様式第1号) にその結果を記載するものとする。
 - ア 一般管理状況
 - イ 水源・取水施設の管理状況
 - ウ 浄水施設の管理状況
 - エ 薬品 (消毒等) 施設の管理状況
 - オ 浄水池・配水池の管理状況
 - カ 水質検査の実施状況
 - キ 健康診断の実施状況
 - ク クリプトスポリジウム対策
- 2 市長は、立入調査に当たっては、過去の立入調査における指摘事項および改善内容を 十分考慮のうえ実施するものとする。
- 3 市長は、立入調査の結果不適事項が認められた場合は、専用水道持管理指導票(別記様式第2号)を設置者に交付し、その改善を指導するものとする。
- 4 市長は、専用水道持管理指導票を交付した設置者に対しては、必要に応じて専用水道 改善計画書(別記様式第3号)の提出を求め、不適事項の改善が励行されるように指導 するものとする。
- 5 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があったときは提示するものとする。

(臨時立入調査)

- 第4条 市長は、次の事項を探知した場合は、法第39条に基づき、設置者から必要な報告 を徴し、当該職員を施設へ立ち入らせ、調査させるものとする。
 - (1) 水道水の水質の異常

- (2) 災害および水質汚染事故等の発生
- (3) その他必要と認める場合
- 2 市長は、水道水の水質異常の事実を確認した場合は、滋賀県水道水健康危機管理実施 要綱(平成14年12月1日施行)に基づき措置するものとする。

(指導結果の報告等)

第5条 市長は、立入調査の結果を専用水道定期立入調査総括表(別記様式第4号)にま とめ、毎年9月末日までに作成するものとする。

(水道技術管理者の設置および報告)

第6条 市長は、設置者が法第19条第1項の規定に基づく水道技術管理者の設置および変 更が行われたときは、水道技術管理者設置(変更)届(別記様式第5号)により報告を 求めるものとする。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。